特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和8年3月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	札幌市では、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表23の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 また、番号法第９条第１項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和６年デジタル庁・総務省令第８号。以下「準法定事務主務省令」）の表１の項により個人番号を利用することができるのは、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年５月８日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務となっている。 ついては、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ③職権による生活保護の開始若しくは変更 ④生活保護の停止若しくは廃止 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧資料の提供等の求め また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第66号）による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されていることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 なお、②から④の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。
③システムの名称	生活保護電算事務システム

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者等情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第１項　別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 準法定事務主務省令　表１の項 番号法第９条第２項及び札幌市個人番号利用条例第４条第２項・第３項（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。）第2条の表 〔情報提供〕 利用特定個人情報提供省令第2条の表　13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 〔情報照会〕 利用特定個人情報提供省令第2条の表　42、43、161、162の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部保護課
②所属長の役職名	保護課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目　総務局行政部行政情報課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目　保健福祉局総務部保護課

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[ ]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムにて支給対象者を登録するために住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行い、登録内容については複数人での確認を厳守している。また、住民基本台帳に記載があるものについては、住基システムと自動連携を行い、マイナンバーの登録事務に人を介在させないようにしている。上記の対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅰ－5② 所属長	保護自立支援担当部長（保護自立支援課長事務取扱） 大野 広邦	保護自立支援課長 日高 浩晶	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅰ－3 法令上の根拠	（平成27年10月6日条例第42号。以下「条例」という。）	（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成30年9月12日	Ⅰ－1② 事務の概要	⑥＜略＞ ⑦＜略＞	⑥＜略＞ ⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧＜略＞	事前	重要な変更
平成31年4月1日	【基礎】Ⅳ リスク対策	（なし）	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	Ⅰ－5②所属長の役職名	保護自立支援課長 日高 浩晶	保護自立支援課長	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	Ⅰ－1② 事務の概要	札幌市では、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	札幌市では、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正に伴う修正であり、記載内容を正確化したもの
令和6年2月8日	（上記つづき）	ついては、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ③職権による生活保護の開始若しくは変更 ④生活保護の停止若しくは廃止 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧資料の提供等の求め	ついては、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ③職権による生活保護の開始若しくは変更 ④生活保護の停止若しくは廃止 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧資料の提供等の求め また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 なお、②から④の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	Ⅰ－3 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）	事後	記載内容を正確化したもの
令和6年2月8日	Ⅰ－4② 法令上の根拠	［別表第二における情報提供の根拠］ ・第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4項（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項）	［別表第二における情報提供の根拠］ ・第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項）	事後	記載内容を正確化したもの
令和6年2月8日	（上記つづき）	［別表第二における情報照会の根拠］ ・第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」のうち、第2欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（26の項）	［別表第二における情報照会の根拠］ ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」のうち、第2欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（26の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条	事後	記載内容を正確化したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	Ⅰ－5①部署	保健福祉局総務部保護自立支援課	札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	記載内容の正確化及び機構改革に伴う変更
令和6年2月8日	Ⅰ－5②所属長の役職名	保護自立支援課長	保護課長	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅰ－8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目　保健福祉局総務部保護自立支援課	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目　保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更に当たらない
令和6年6月14日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②　事務の概要	札幌市では、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	札幌市では、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	法改正による記載内容の変更
令和6年6月14日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②　事務の概要	⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査	⑦進学・就職準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）	番号法第9条第1項　別表15の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②　事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表23の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 また、番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」）の表1の項により個人番号を利用することができるのは、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務となっている。	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②　事務の概要	また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。	また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されていることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱う。	事後	記載内容を正確化したもの
令和8年3月1日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表15の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）	番号法第9条第1項　別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 準法定事務主務省令　表1の項 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）	事後	法改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅰ　関連情報 4.個人番号の利用 ②法令上の根拠	〔別表第二における情報提供の根拠〕 ・第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項） 〔別表第二における情報照会の根拠〕 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二　第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」のうち、第2欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（26の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。）第2条の表 〔情報提供〕 利用特定個人情報提供省令第2条の表　13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 〔情報照会〕 利用特定個人情報提供省令第2条の表　42、43、161、162の項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	2015年4月1日時点	2026年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	2015年4月1日時点	2026年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない